

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勤労日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ギニアビサウ	ギニアビサウ共和国政府に対す る贈与に関する日本国政府とギ ニアビサウ共和国政府との間の 交換公文	ギニアビサウの経済社会開発努力推進に寄与するた め、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を贈 入するための資金を贈与すること。	200,000 千円 -----	H22.3.9 ビサウで (同日)	日本側 齊藤隆志在ギニア ビサウ大使 ギニアビサウ側 アデリノ ・マノ・ケタ外務・国際 協力・共同体大臣	H22.3.26 123号
ギニアビサウ	トンババリ州零細漁業施設建設計 画のための贈与に関する日本国 政府とギニアビサウ共和国政府 との間の交換公文	トンババリ州零細漁業施設設計画を実施するために必 要な生産物及び役務の購入	856,000 千円 H26.2.28まで	H22.6.9 ビサウで (同日)	日本側 齊藤隆志在ギニア ビサウ大使 ギニアビサウ側 アデリノ ・マノ・ケタ外務・国際 協力・共同体大臣	H22.6.21 301号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。